

# 精神障害者保健福祉手帳の申請手続に必要なもの

## 【新規申請】（診断書で申請する方）

初診日から6か月以上を経過した日以後の診断書が必要です。

※初診日は、手帳交付を求める精神疾患について初めて医師の診療を受けた日であり、診断書作成医療機関での初診日とは限りませんのでご注意ください。

必要な書類等	備考
(1)申請書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(2)マイナンバー カード (通知カード)	
(3)診断書（精神 障害者保健福祉手 帳用）	事前に診断書の様式を障がい福祉課でお渡しますので、主治医に記入を依頼してください。 ※申請時において、医師記入日から3か月以内のものに限ります。
(4)写真1枚	大きさ 縦4cm × 横3cm 1年内に撮影された上半身脱帽、一人で写っているもの。 カラー・白黒いずれも可。写真用印画紙で印刷したもの。 背景があるもの、加工してあるもの、ポラロイド写真は不可。

※自立支援医療（精神通院）の指定医療機関で取得した診断書であれば、同時に自立支援医療（精神通院）も申請ができます。必要なものについては、自立支援医療（精神通院）のページをご覧ください。

## 【新規申請】（年金証書で申請する方）

精神障害を支給事由とする障害年金または特別障害給付金を受給されている方は、診断書に代えて年金証書の写しで申請することができます。

※この場合、手帳の等級は障害年金等の等級と同じになります。

必要な書類等	備考
(1)申請書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(2)マイナンバー カード (通知カード)	
(3)同意書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入） 障害年金等を支給している機関に情報照会を行います。
(4)年金証書の写 し	障害年金等を支給している機関の確認を行います。
(5)写真1枚	大きさ 縦4cm × 横3cm 1年内に撮影された上半身脱帽、一人で写っているもの。 カラー・白黒いずれも可。写真用印画紙で印刷したもの。 背景があるもの、加工してあるもの、ポラロイド写真は不可。

### 【更新申請】（診断書で申請する方）

有効期間終了日の3か月前から手続可能です。

必要な書類等	備考
(1)申請書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(2)マイナンバー カード (通知カード)	
(3)診断書（精神 障害者保健福祉手 帳用）	事前に診断書の様式を障がい福祉課でお渡ししますので、主治医に記入を依頼してください。 ※申請時において、医師記入日から3か月以内のものに限ります。
(4)写真1枚	大きさ 縦4cm × 横3cm 1年以内に撮影された上半身脱帽、一人で写っているもの。 カラー・白黒いずれも可。写真用印画紙で印刷したもの。 背景があるもの、加工してあるもの、ポラロイド写真は不可。
(5)手帳	原本が必要です。

※自立支援医療（精神通院）の指定医療機関で取得した診断書であれば、同時に自立支援医療（精神通院）も申請ができます。必要なものについては、自立支援医療（精神通院）のページをご覧ください。

### 【更新申請】（年金証書で申請する方）

有効期間終了日の3か月前から手続可能です。

精神障害を支給事由とする障害年金または特別障害給付金を受給されている方は、診断書に代えて年金証書の写しで申請することができます。

※この場合、手帳の等級は障害年金等の等級と同じになります。

必要な書類等	備考
(1)申請書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(2)マイナンバー カード (通知カード)	
(3)同意書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入） 障害年金等を支給している機関に情報照会を行います。
(4)年金証書の写 し	障害年金等を支給している機関の確認を行います。 ※なくても申請は可能ですが、情報照会に時間がかかり交付が遅れる場合が あります。
(5)写真1枚	大きさ 縦4cm × 横3cm 1年以内に撮影された上半身脱帽、一人で写っているもの。 カラー・白黒いずれも可。写真用印画紙で印刷したもの。 背景があるもの、加工してあるもの、ポラロイド写真は不可。
(6)手帳	原本が必要です。

**【等級変更申請】（診断書で申請する方）**

必要な書類等	備考
(1)申請書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(2)マイナンバー カード (通知カード)	
(3)診断書（精神 障害者保健福祉手 帳用）	事前に診断書の様式を障がい福祉課でお渡ししますので、主治医に記入を依頼してください。 ※申請時において、医師記入日から3か月以内のものに限ります。
(4)写真1枚	大きさ 縦4cm × 横3cm 1年以内に撮影された上半身脱帽、一人で写っているもの。 カラー・白黒いずれも可。写真用印画紙で印刷したもの。 背景があるもの、加工してあるもの、ポラロイド写真は不可。
(5)手帳	原本が必要です。

※自立支援医療（精神通院）の指定医療機関で取得した診断書であれば、同時に自立支援医療（精神通院）も申請ができます。必要なものについては、自立支援医療（精神通院）のページをご覧ください。

**【等級変更申請】（年金証書で申請する方）**

必要な書類等	備考
(1)申請書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(2)マイナンバー カード (通知カード)	
(3)同意書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入） 障害年金等を支給している機関に情報照会を行います。
(4)年金証書の写 し	障害年金等を支給している機関の確認を行います。
(5)写真1枚	大きさ 縦4cm × 横3cm 1年以内に撮影された上半身脱帽、一人で写っているもの。 カラー・白黒いずれも可。写真用印画紙で印刷したもの。 背景があるもの、加工してあるもの、ポラロイド写真は不可。
(6)手帳	原本が必要です。

**【変更申請】（氏名・住所の変更（市内転居））**

必要な書類等	備考
(1)記載事項 変更届	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(2)マイナンバー カード (通知カード)	
(3)手帳	原本が必要です。

**【変更申請】（住所の変更（千葉県内からの転入）※千葉市を除く）**

必要な書類等	備考
(1)記載事項 変更届	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(2)マイナンバー カード (通知カード)	
(3)手帳	原本が必要です。

**【変更申請】（住所の変更（千葉県外からの転入）※千葉市を含む）**

必要な書類等	備考
(1)申請書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(2)マイナンバー カード (通知カード)	
(3)写真1枚	大きさ 縦4cm × 横3cm 1年以内に撮影された上半身脱帽、一人で写っているもの。 カラー・白黒いずれも可。写真用印画紙で印刷したもの。 背景があるもの、加工してあるもの、ポラロイド写真は不可。
(4)手帳	千葉県外（千葉市含む）で交付された手帳。 ※有効期限が残っているもの

## 【再交付】

手帳を紛失・破損してしまった場合

必要な書類等	備考
(1)申請書	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(2)マイナンバー カード (通知カード)	
(3)写真1枚	大きさ 縦4cm × 横3cm 1年以内に撮影された上半身脱帽、一人で写っているもの。 カラー・白黒いずれも可。写真用印画紙で印刷したもの。 背景があるもの、加工してあるもの、ポラロイド写真は不可。

## 【返還】

千葉県外（千葉市を含む）への転出、本人が死亡、その他手帳が必要なくなった場合

必要な書類等	備考
(1)返還届	障がい福祉課の窓口にあります。（申請時に窓口で記入）
(2)マイナンバー カード (通知カード)	
(3)手帳	

※千葉県外へ転出された方は、転出先で手帳の転入手続を行った後に返還手続を行ってください。